

杉並区の自治基本条例に関する私たちの提案

中間のまとめ 概要版

はじめに（中間のまとめにあたって）

（仮称）自治基本条例は、杉並区における自治の基本理念やあり方、区民の区政への参画と協働の仕組みなど、区政運営の基本原則を定めるためのものです。私たち区民懇談会は、この条例に盛り込む基本的事項について、杉並らしい新たな自治の仕組みを提言していくため、現行法制度の規定に必ずしもこだわらない、のびやかな議論に努め、現段階における考え方をまとめました。例えば住民投票制度の導入や、区長の多選制限、政策によっては選挙権を有しない20歳未満の区民の意見を聞き、政策に反映させることなどです。すぐには実施が難しいこともありますし、その方法をもっと詰めなければいけないこともあります。いずれも重要なテーマです。このため、将来に向けて問題提起する事項と、条例に盛り込むべき事項とを分けて整理しています。

自治基本条例の理念と内容

1 条例を制定する意義

○区民の地域への関心の高まりや地方分権と特別区制度改革の進展などにより、自治体の地方政府としての基本を定める条例の制定が課題となっています。

2 自治基本条例の性格

○自治基本条例は、杉並区の自治の枠組みを定める基本法として、区民の権利と義務、議事機関、執行機関、自治体運営のあり方、財政運営のあり方などを区民に分かりやすく定めるとともに、条例の策定や解釈の指針を示し、区民の区政への参画と協働の仕組みを定める条例とします。

3 杉並区における自治の理念

○杉並の自治の理念を「区民の、区民による、区民のための区政」という住民主権の実現におき、区民と区はそのために最大の努力を払い、杉並らしい自治のスタイル＝杉並スタイルを築いていくことを宣言します。

○区民と区は情報を共有し、自治運営の主権者である区民は「自己決定・自己責任」のもとに区政を運営していくこととします。

○区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画できる、「みどりの都市」を創っていきます。

4 区民の権利と義務

区民は主権者として、区政に参画する権利と区政に関する情報を知る権利を有するとともに、納税や地域の安定と向上に貢献する義務があることを定めます。

区が独自に行う参画の仕組みについては、区民の参画が広がる方向で、その資格要件等の緩和を検討する必要があると考えます。(具体的には、法令で規定された事項を除き、住民投票や各種審議会等への参加資格を、例えば18歳に引き下げるなど)

5 事業者の役割と責務

事業者は地域社会を構成する一員です。社会的責任を果たすとともに、住環境に配慮し、地域と調和し、安心して住めるまちづくりに参画する責務があることを定めます。

6 区の役割と責務

(1)自治体経営の理念

○区は区政運営にあたって、区民の信託に応え、最少の経費で最大の効果を上げるよう、最大限の努力を行う責務を持つこと。そして区民の満足度の高い行政となるよう、区民の意思を区政に反映させる努力を行う責務があることを定めます。

(2)経営システムの明確化

○自治体運営の効率性を確保する視点にたつて、自治体経営の理念を明確にし、政策目標の実現のため、積極的に施策の再構築を図るとともに、区政の改革を進める責務があることを定めます。

(3)情報の公開と説明責任

○自治体運営の民主性を確保する視点にたつて、区は区民への十分な情報公開、情報提供により、区民との情報共有に努め、区の仕事について説明責任を果たすとともに、区民の個人情報の保護に努める責務をもつことを定めます。

(4)総合行政の実現

区は区民ニーズに的確に対応するため、いわゆる縦割り行政の弊害がでないよう、常に総合的な区政運営を行う責務があることを定めます。

7 議事機関のあり方

○区民の直接選挙により選ばれる議員及び議会について、その地位や権能、組織、議会運営について定めます。

8 執行機関のあり方

(1)区長

自治体の執行機関の長であり、区民の直接選挙によって選ばれる区長について、その地位や権限等について定めます。

区長の再任回数の制限条項を設けることを検討すべきであると考えます。

(2) 執行機関の組織及び職員

○執行機関を構成する組織は、簡素で効率的かつ機動性に富むものでなければならぬこと、そのためには常に組織を見直し、かつ区民の信託に応えることが職員の責務であることを定めます。

執行機関の政策能力を高め、より機能を強化する観点から、今後、民間企業における執行役員のような制度の導入を検討する必要があると考えます。

9 自治体運営のあり方

(1) 総合計画

○区は区民参画のもとで、区政運営の指針となる総合計画等を策定し、総合的、計画的な行政運営に努めなければならないことを定めます。

(2) 行政評価

○区政の透明性の確保と区民への説明責任を果たし、合理的な政策選択と効果的な行政資源の配分がされるよう、行政評価を継続して実施し、結果を公表することを定めます。

(3) 住民投票

○区政の重要事項について、広く区民の総意を把握し、政策形成及び政策決定に資するために住民投票制度を設けることを定めます。どのような制度の仕組みにするかについては、長と議会との関係、現行法制度との関係などを含めて慎重な対応が必要です。

(4) パブリックコメント

○区は重要な政策、計画等を策定するにあたり、事前に区民の意向を聴く、パブリックコメントを実施することを定めます。

(5) 行政手続き

○行政手続きに関し、公正の確保と透明性の向上に努めることを定めます。

(6) 権利の救済制度

○区民が区で行う業務執行に関し、自ら権利の救済を求め、不服を申し立てる仕組みとして、オンブズマン制度などの権利救済制度の検討が必要であると考えます。

(7) コミュニティ活動の仕組みづくり

○地域のさまざまな課題に総合的に対応できる機能を備え、自己決定、自己責任の原則に基づいて取り組まれるコミュニティ活動の仕組みづくりについて、行政がどのような支援ができるか、具体的な検討が望まれます。

10 財政運営のあり方

○財政運営にあたっては、効率的運営の原則、公正確保の原則、健全性確保の原則、財政秩序適正化の原則を遵守するよう定めます。

○貸借対照表（バランスシート）などの財務諸表を継続して作成・公表し、区の財政状況の的確な把握に努めることを定めます。

課税については、法律により区が賦課徴収できる税についても改めて条例で定めま
す。法定外税については、目的性、公平性等を明確にし、区民負担のあり方に十分
配慮しながら、財政自主権の確立の観点から検討していくことが大切と考えます。

1 1 区民との協働

分権時代にふさわしい区民と区の協働によって、より豊かできめ細かな行政サービ
スが提供され、かつ多様化する区民ニーズに十分に対応できる区政運営を推進する
ことを定めます。

1 2 国及び自治体間の連携と協力

広域化した活動が行われている現在、政策課題の解決に向けては、国、都、関係自
治体との新たな連携・協力、及び近隣自治体との一層の協力を行っていくことを定
めます。

1 3 条例の改正

○本条例は、区政の基本事項を定めています。他の条例の制定・改正にあたっては、
その主旨を最大限尊重するとともに、本条例との整合性を図らなければならない旨
を定めます。

○本条例の位置づけ、役割からして、その改正手続については、より慎重性を求め特
別の定めをする必要性があると考えます。

杉並区の自治確立に向けて

1 杉並らしい自治の確立を

地域の個性、地域の総合性を生かし、創意工夫しながら、区民のニーズに応えた、
全国のモデルになるような政策を発信していく、自主・自律した自治体へと変わっ
ていくことが求められています。

区民にも、区と対等のパートナーとして、事業者を含めて地域の自治を担っていく
意識を持つ区民が広がっていくことが期待されます。

2 更なる分権改革を

特別区は「基礎的な地方公共団体」と位置づけられましたが、事務配分や財政の面
で、さまざまな制約が残されており、「普通地方公共団体」となるよう更なる分権改
革を求めていくべきです。身近な地域での「自己決定、自己責任」の原則にたった
自治制度に変えていくため、区民と区は協働し、積極的に取り組んでいく必要があ
ります。